

三井住友トラストカード WAON 利用約款 (2023 年 4 月改定)

改定前	改定後 (下線部が改訂箇所)
<p>※右記第 21 条を追加し、現在の第 21 条と第 22 条の項番を繰り下げます。</p>	<p>第 21 条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1. 利用者は自己が次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力 (以下、まとめて「反社会的勢力」という) に属すると認められるとき</p> <p>(2) 反社会的勢力を利用していると認められるとき</p> <p>(3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき</p> <p>(4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき</p> <p>(5) 自らまたは第三者を利用して、WAON 事業者または WAON 事業者の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき</p> <p>2. 利用者が前項のいずれかに該当すると WAON 事業者が判断する場合、WAON 事業者は利用者に対して何らの催告を要さず、WAON サービスを解除することができるものとします。</p> <p>3. WAON 事業者は、前項の規定に基づき WAON サービスを解除したことにより、当該利用者に損害が生じて何らの賠償または補償はしないものとします。</p>
<p>第 21 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>本会員は、WAON サービスに関して本会員と両社およびその他の WAON 事業者との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所、千葉地方裁判所および大阪地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とし、他の裁判所に申立てをしないことに合意します。</p>	<p>第 22 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>本会員は、WAON サービスに関して本会員と両社およびその他の WAON 事業者との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所、千葉地方裁判所および大阪地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とし、他の裁判所に申立てをしないことに合意します。</p>

改定前	改定後（下線部が改訂箇所）
<p>第22条（ご相談窓口） WAON サービス、本カードまたはその WAON、または本約款に関するご質問 またはご相談は、WAON サービスに係るホームページをご参照いただく他、 WAON カード券面に表示するご相談窓口までご連絡ください。</p>	<p>第23条（ご相談窓口） WAON サービス、本カードまたはその WAON、または本約款に関するご質問 またはご相談は、WAON サービスに係るホームページをご参照いただく他、 WAON カード券面に表示するご相談窓口までご連絡ください。</p>
<p>附則 本約款は、2018年10月1日から適用します。</p>	<p>附則 本約款は、<u>2023年4月1日</u>から適用します。 <p style="text-align: right;">(2023年4月改定)</p></p>